

熱海市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第12号

熱海市手数料徴収条例の一部を改正する条例

熱海市手数料徴収条例（平成12年熱海市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の項中「2万円」の次に「（介護保険法第78条の2の2第1項の規定による共生型地域密着型サービス事業者にあつては、1万円）」を加え、同表3の項中「1万5,000円」の次に「（介護保険法第115条の12の2第1項の規定による共生型地域密着型介護予防サービス事業者にあつては、7,000円）」を加え、同表4の項中「1万円」の次に「（介護保険法第78条の2の2第1項の規定による共生型地域密着型サービス事業者にあつては、6,000円）」を加え、同表6の項中「8,000円」の次に「（介護保険法第115条の12の2第1項の規定による共生型地域密着型介護予防サービス事業者にあつては、5,000円）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請を受け付けた事務に係る手数料については、なお従前の例による。